

由利本荘市中小企業融資あっせん制度

中小企業者・小規模企業者向けの融資あっせん制度です（通称マルジョウ・マルジョウ小口）



○対象となる方

・市内に1年以上住所または事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、市税を完納している中小企業者または小規模企業者（※注）の方

（※注）小規模企業者：常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社、個人及び組合

○資金の用途

- ・運転資金
- ・設備資金

○融資の条件

借入限度額	期 間	利 率	返済方法	保証人
2,000万円	7年以内	・マルジョウ 年1.95% ・マルジョウ小口 年1.75%	割賦又は一括償還	原則として法人の場合は代表者のみ、個人事業者は不要

○利子補給

- ・年率0.2%の利子補給を市が取扱金融機関に対し行います

○保証料

- ・全額市が負担します

○申込手続（取扱窓口）

- ・下記金融機関の市内本支店にご相談ください
秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、
山形銀行、きらやか銀行、秋田しんせい農業協同組合

○問い合わせ先

- ・由利本荘市商工振興課 24-6372
- 各総合支所産業建設課
- 矢島総合支所 55-4953
- 由利総合支所 53-2114
- 東由利総合支所 69-2116
- 鳥海総合支所 57-2205
- 岩城総合支所 73-2014
- 大内総合支所 65-2216
- 西目総合支所 33-4615